

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	(平成 29 年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>5 会計</p> <p>(5) 偶発債務の注記開示もれ</p> <p>市立病院跡地の売買契約に係る瑕疵担保は市立病院の偶発債務と考えられるが、当該瑕疵担保に係る注記開示を不要とまで判断できるか疑問である。明瞭性の原則に沿った注記開示の要否判断が行われていたとは認められず、瑕疵担保に係る注記開示もれと考えられる。</p> <p>本件用地の土壤汚染状況調査報告が完了し、市立病院の土壤汚染対策費の負担リスクに重要性が認められなくなるまで、本件瑕疵担保に係る注記開示を行う。</p>	<p>偶発債務の注記開示もれについて、平成 29 年度決算において「旧病院用地に存する、発生源が明らかに旧市立病院の運営管理に由来する汚染土壌の範囲において、土壤汚染対策費に係る瑕疵担保責任を有している」と注記事項に記載した。</p>	